

【あ行】

【ICT（アイシーティー）】

「Information and Communication Technology」の略称で、情報処理及び通信技術によるコミュニケーションのこと。

【あいちアール・ブリュット展】

愛知県が主催する障がいのある人から寄せられた作品を展示する作品展。

【アウトリーチ】

必要な人に対し、訪問等による支援と情報を届けること。

【アクセシビリティ】

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

【アスペルガー症候群】

発達障がいのひとつ。近年は自閉スペクトラム症（ASD）と呼ばれることが多い。知能と言語の発達に遅れはみられないが、コミュニケーションの障がい、パターン化した興味や活動、言語発達と比べて不器用といった特徴がある。

【意思決定支援】

自分で意思を決定することが困難な障がいのある人が、自分の意思が反映された生活を送るため、事業所の職員が行う次の支援やその仕組み。

可能な限り自分自身で意思決定できるよう支援すること。本人の意思を確認したり推定したりすること。支援を尽くしてもどうしても分からない場合は本人の最善の利益を考えること。

【意思疎通支援】

聴覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳者を設置する。

【移動支援】

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援する。

【医療型児童発達支援】

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある子どもに、児童発達支援及び治療を行う。

【医療的ケア】

人工呼吸器（レスピレーター）管理、**気管切開部のケア**、酸素吸入、痰（たん）の吸引、**ネブライザーによる吸入**、中心静脈栄養、経管栄養、**導尿、インスリン注射など、日常的に必要な医療的行為のこと。**

【医療的ケアが必要な方と家族のためのガイドブック】

春日井市地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会が作成した、**医療的なケアが必要な子どもとその家族のために、相談窓口や各種制度をまとめたガイドブック。**

【インクルーシブ教育】

すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを通して、お互いを理解し尊重する心を育むことで、すべての人が生き生きと生活できる地域社会の実現を目指す教育。

【LLブック】

分かりやすい写真や絵を使用し、ふりがなをつけるなど誰もが読書を楽しめるように作られた読みやすい本。

【音声コード】

紙に掲載された印刷情報を**活字文書読上装置を使用して音声化するための、二次元コード。**約2cm角の中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することができる。

か行

【介助犬】

肢体不自由の人の日常生活を助けるために特別な訓練を受けた犬で、物の拾い上げ、特定の物を手元に持ってくる、ドアの開閉、スイッチの操作など肢体不自由の人が困難な動作をサポートする。盲導犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

【学習障がい（LD）】

発達障がいのひとつ。「読む」「書く」「計算する」等の**特定の能力が、全体的な知的発達に比べてなかなか習得できず、学習上の困難が生じる。**

【学校生活支援員】

食事、排せつ、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、個別の支援が必要な児童・生徒に対する学習支援、安全確保などの学習活動上のサポートを行う人のこと。

【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等などの業務を総合的に行う。春日井市では、社会福祉協議会に基幹相談支援センターしゃきょうを設置している。

【共生型サービス】

「地域包括ケアシステム強化法」により介護保険制度、障がい福祉制度及び児童福祉制度に創設された。高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを受けやすくする。

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活の援助を行う。

【強度行動障がい】

自傷、他傷、こだわり、物壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、通常では考えられない頻度で出現し、現在の生活環境では著しく処遇の困難な状態。

【居宅介護】

居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、発達支援を行う。

【計画相談支援】

障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及びサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

【ゲートキーパー】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

【けやきの子作品展】

市内小中学校特別支援学級や春日台特別支援学校、小牧特別支援学校、瀬戸つばき特別支援学校、春日井高等特別支援学校の児童・生徒による作品の展示や学校・学級の紹介など。

【元気ショップ】

障がいのある人の就労を支援するとともに、広く市民の障がいのある人に対する理解を深める機会をつくることなどを目的として、授産品を販売する場。市役所、市民病院、福祉の里等に設置。

【権利擁護】

意思決定が困難な高齢者や障がいのある人が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家などによって擁護されること。

【公式LINE】

コミュニケーションアプリ「LINE」を用いて、企業や事業所が様々な情報等を提供するサービス。

春日井市公式LINEでは、市政に関する情報等、興味のある情報に絞ってお知らせを受け取れるほか、シティバスやごみの捨て方、子育てや防災等必要な情報にメインメニューから簡単にアクセスできる。



（春日井市公式LINE）

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人を対象に、行動するときには生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。

【広汎性発達障がい】

コミュニケーションや社会性に関わる発達障がいの総称であり、近年は自閉スペクトラム症（ASD）と呼ばれることが多い。

【合理的配慮】

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応すること。2024（令和6）年4月から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化された。

【高齢者等サロン事業】

地区社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる地域の交流の場。

【声の広報】

視覚障がいのある人に、音声による広報春日井（カセットテープ又はCD）を毎月1回郵送する制度。事前に登録が必要。

【コミュニケーションボード】

聴覚障がいや言語障がいのある人などの意思疎通を支援するため、文字やイラストで分かりやすく表現したもの。

さ行

【サービス等利用計画】

障がい福祉サービス等を利用する障がいのある人（子ども）の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるもの。計画には、サービス利用者の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載される。

【災害時要援護者避難支援制度】

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、災害時に情報提供や避難所への避難支援を必要としている人に対して、区、町内会などの協力のもと、地域の人との支え合い、助け合いによる避難の支援を行うもの。

【サポートブック】

支援者が、障がいのある人の支援内容等について、食事等項目ごとに記入できる支援ツール（道具）。いつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、安心して社会生活を送ることができるようにする**ためのもの**であり、春日井市では、市のホームページからダウンロードできる。

【さわやか収集事業】

家庭から出るごみをごみステーションまで**持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られないひとり暮らしの人**などを対象に、分別されたごみを玄関先まで取りにいくことにより**排出の支援**を行う。

【施設入所支援】

施設入所者を対象に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。

【指定障がい児相談支援事業所】

障がい児通所支援を申請した障がいのある子どもに、障がい児支援利用計画を作成、支給決定後の障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行う。市町村長が事業所指定を行う。

【指定特定相談支援事業所】

障がい福祉サービス等を申請した障がいのある人（子ども）に、サービス等利用計画を作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。市町村長が事業所指定を行う。

【指定福祉避難所】

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、特別に配慮が必要な人**を受け入れる**ために市が指定する避難所。

【自動車運転免許取得・改造助成】

自動車運転免許の取得に要する費用の助成、又は自動車の改造に要する費用を助成により、就労その他の社会活動への参加を促進する。

【児童発達支援】

0歳～小学校入学前の障がいのある子どもを対象に、児童発達支援センターなどの施設で、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

【児童発達支援事業所】

身近な地域で、通所利用の障がいのある子どもやその家族への支援（児童発達支援）を行う事業所。

【児童発達支援センター】

児童発達支援事業所の機能に加え、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設。

【自閉症】

発達障がいのひとつのタイプ。近年は自閉スペクトラム症（ASD）と呼ばれることが多い。言語の発達の遅れ、コミュニケーションの障がい、パターン化した興味や活動といった特徴がある。

【市民後見人】

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった場合に、家庭裁判所から選任された同じ地域に住む市民が、身近な存在として本人に寄り添い、財産の管理や身上保護などの契約や手続きのサポートを行う。

【社会的障壁】

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものごと。

【社会福祉協議会】

社会福祉法 109 条に基づきほぼすべての市町村に設置されている団体。地域住民、ボランティア、福祉関係団体等と連携しながら、地域福祉を推進するための様々な事業に取り組んでいる。

【就学支援員】

障がい等により就学に不安のある未就学児を支援するため、就学に関する相談・情報提供を行う者。

【重症心身障がい児】

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している子ども。

【重層的支援体制の整備】

属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備すること。

【重度障がい者等包括支援】

介護の必要性が高い人を対象に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行う。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由の人などで常に介護を必要とする人を対象に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行う。

【就労移行支援】

一般企業などへの就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

【就労継続支援】

一般企業などでの就労が困難な人を対象に、働く場の提供や知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。A型は、雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な65歳未満の人、B型は、一般企業の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人が対象となる。

【就労選択支援】

障がい者本人が就職先、働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する障がい福祉サービス。2025（令和7）年10月施行。

【就労定着支援】

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るため、一定期間、企業・事業所・家族などとの連絡調整や必要な支援を行う。

【障がい者虐待防止センター】

障がい者虐待の防止及び早期対応を図るために、障がいのある人や養護者、周囲の人からの障がい者虐待に関する通報や届け出などを受付している。主な業務は、障がい者虐待に関する通報や届け出の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談・指導及び助言、障がい者虐待防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行う。春日井市では、基幹相談支援センターしゃきょうに設けられている。

【障がい者虐待防止ホットライン】

障がい者虐待の防止及び早期対応を図るために、障がい者虐待に関する通報の電話受付（24時間対応）のこと。基幹相談支援センターしゃきょうに設置している。

【障害者就業・生活支援センター】

障がいのある人が職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を行う。

【障がい者生活支援センター】

主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を行う。市内4か所に設置。

【障がい者施策推進協議会】

障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進、関係者相互の連絡調整を要する事項等について調整審議する。

【障がい者相談支援事業】

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。

【障がい児相談支援】

障がいのある子どもの課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

【障害児等療育支援事業】

在宅の障がいのある人や障がいのある子ども、その家族が安心して地域で暮らせることを目標として、身近な地域での療育指導や療育相談等の支援活動を行う愛知県の事業。

【障がい福祉サービス】

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度。

【ジョブコーチ】

障がいのある人と一緒に職場に入り、障がいのある人が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人のこと。必要に応じて、事業所や家族に対しても提案・助言を行い、障がいのある人・事業所・家族のかけ橋となるような支援を行う。

【自立訓練】

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行う。

【自立支援医療（精神通院）】

精神疾患があり、継続的に通院治療を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度。

【自立生活援助】

居宅において、単身等で生活することに不安がある人を対象に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う。

【新生児聴覚スクリーニング】

新生児を対象にした聴覚検査。先天性難聴が早期に発見されることで、難聴の程度に合わせた治療（補聴器や人工内耳の使用など）が早期に開始できるようになる。

【身体障がい者手帳】

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に交付されるもの。障がいがある証明となり、各種サービス等を受けやすくなる。

【スクール・ソーシャルワーカー】

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門職。

【生活介護】

常に介護を必要とする人を対象に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。

【精神障がい者保健福祉手帳】

一定の精神障がいの状態に該当すると認められた場合に交付されるもの。障がいがある証明となり、各種サービス等を受けやすくなる。

【成年後見制度】

知的や精神などに障がいのある人で判断能力が不十分な人が、財産管理や身上保護などの契約や手続きをする際にサポートする制度。家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する。

【成年後見制度利用支援事業】

市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、報酬費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援する。

【セルフネグレクト】

生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること。

【セルフプラン】

サービス利用者、家族や支援者が作成するサービス等利用計画のこと。

【相談支援専門員】

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

【た行】

【大活字図書】

低視力者、高齢者などの弱視者が読みやすいよう、文字の大きさや行間などを調整し、大きな字で組み直した本。

【第六次春日井市総合計画】

春日井市の最上位の計画であり、まちづくりの指針となるもので、市政全般にわたる政策分野を網羅し、市の将来像や施策の基本的な方向性などを総合的かつ体系的に示したものの。計画期間は、2018（平成 30）年度を初年度として、2037（令和 19）年度を目標年次とする 20 年間。

【ダブルケア】

子育てと親の介護を同時に抱えている状態。

【短期入所】

介護者が病気などの場合に、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う。

【地域移行支援】

主に施設に入所している障がいのある人や病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保や地域で生活するために必要な相談などを行う。

【地域活動支援センター】

創作的活動、生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る基礎的事業を行う。I 型は、基礎的事業に併せて相談支援事業を行うもの。職員は精神保健福祉士などの専門職員を配置し、1 日当たり実利用者人員は概ね 20 人以上のもの。

【地域共生社会】

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

【地域共生プラン】

社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉計画」と社会福祉法 109 条に定める社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもの。

【地域自立支援協議会】

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う組織。障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

【地域生活支援拠点】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス。

【地域生活支援事業】

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業など市町村の必須事業と、日中一時支援事業や訪問入浴サービス事業など市町村の判断により行う任意事業がある。

【地域定着支援】

主に居宅でひとり暮らしをする障がいのある人を対象に、連絡体制を確保し、障がいによる緊急の事態などに必要な相談などを行う。

【地域包括ケアシステム】

地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

【地域包括支援センター】

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業②総合相談支援事業③包括的・継続的マネジメント事業④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関。

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師などが専門性を活かして、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行う。中学校区を基本に、地域型センターを市内12か所設置。

【地域見守り連絡会議】

電気、ガス、水道などのライフライン事業者、新聞販売店、郵便局などの事業者の協力のもと、通報体制を確保することで孤立世帯の早期発見に向けた取り組みを行うもの。

【注意欠陥多動性障がい】

注意欠如・多動症（ADHD）ともいう。発達障がいのひとつ。集中できなかったり、じっとしていられなかったり、衝動的に行動してしまったりといった**特徴がある**。

【聴覚障がい者支援セット・聴覚障がい者支援ボード】

聴覚障がいのある人等、言葉でうまく伝えられない場合にイラストや文字を使用して意思疎通を図るためのもの。

【聴導犬】

耳の不自由な人の日常生活を助けるために特別な訓練を受けた犬で、玄関のチャイムやFAX着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

【同行援護】

視覚障がいにより移動が著しく困難な人を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。

【特定健康診査】

医療保険者が生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までを対象としてメタボリックシンドロームに着目して行う健康診査。

【特定保健指導】

医療保険者が特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行う支援。

【特別支援学級】

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

【特別支援学校】

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

【特別支援教育】

学習障がい（LD）、**注意欠如・多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）**など発達障がいも含めて障がいのある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

【特別支援教育コーディネーター】

校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者の相談窓口となったり、学校関係者や就学前、進学先の教育機関、医療機関などとの連携や調整を行ったりする。障がいのある児童・生徒を支援するための「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成や、諸機関との「連携」をコーディネートできるなどの実践的能力が求められる。

【特別支援教育連携協議会】

障がいのある子どもやその保護者への相談・支援のため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局や、特別支援学校、福祉事務所、保健所、医療機関、公共職業安定所などの関係機関等の連携協力を円滑にするためのネットワーク。

【特別支援保育】

保護者の就労等により家庭での保育が困難な障がいのある子どもに対して、他の子どもとともに集団保育をすることで、健全な心身の成長発達を促進し、子どもの福祉の増進を図る。

な行

【内部障がい】

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいの総称。

【日常生活自立支援事業】

判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護する。福祉サービスについての情報提供、利用手続き、福祉サービス利用料などの支払い、日常的な金銭管理、苦情解決制度の利用援助及び重要書類等の預かりを行う。

【日常生活用具】

障がい者の日常生活を便利にするための用具。特殊寝台、頭部保護帽など。

【日中一時支援】

活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他の支援を行う。

【Net119】

聴覚障がいや言語障がいのある人の火災・救急通報をスマートフォンなどの携帯端末で受け付ける。

は行

【「はたらく」ためのガイドブック】

春日井市地域自立支援協議会の就労系事業所連絡会が発刊する障がいがある人の就労を支援する機関を紹介するガイドブック。

【8050問題】

高齢(80歳代前後)の親が、自立できない事情を抱える中高年(50歳代前後)の子どもを養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子が共倒れになるリスクが指摘されている。

【FAX119】

聴覚障がいや言語障がいのある人の火災・救急通報をファクスで受け付ける。

【フードドライブ】

家庭等で余っている食品を集めて、食品を必要としている生活困窮者支援団体、福祉施設等に寄付する活動。

【福祉応援券】

障がい者手帳所持者や難病患者等を対象に、社会参加の促進などを目的に支給され、登録された店舗・事業所で商品やサービスを購入する際に利用できる。

【福祉的就労】

一般企業での就労が困難な障がいのある人が、作業所等で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し生きがいをつくるという意味あいがある。

【福祉文化体育館】

障がいのある人の機能の回復、健康の増進及び教養文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するために設置されている市の施設。通称 サン・アビリティーズ春日井。

【ペアレントトレーニング】

保護者や養育者を対象に子どもへの肯定的な働きかけを学び、かかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチ。

【ペアレントプログラム】

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

【ヘルプカード】

緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、障がいのある人などが災害時や日常生活で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。

【ヘルプマーク】

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするもの。

【保育所等訪問支援】

保育所等に通う障がいのある子どもに、専門知識を有する支援者が保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

【放課後児童健全育成事業】

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（児童福祉法第6条の3第2項）で、春日井市では、子どもの家等において実施している。

【放課後等デイサービス】

主に小中学校、高等学校に通う障がいのある子どもに、授業終了後や休業日に、施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。

【訪問入浴サービス事業】

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る。

ま行

【盲導犬】

目の不自由な人の日常生活を助けるために特別な訓練を受けた犬で、段差や交差点、障害物を教えるなどのサポートをする。路上では、白又は黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

や行

【ヤングケアラー】

本来、大人が担うような家事や家族のケア（介護や世話）などを日常的に行う子どものこと。自分の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障をきたすなど、ケアを担う子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性がある。

【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、全ての人にとって利用しやすい環境を作る（デザインする）こと。

【要約筆記】

聞こえない、聞こえにくい方の意思疎通の支援の一つ。職場や学校、講演会等で、話の内容を聞き取り、その場で文字により伝えること。

ら行

【療育手帳】

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもの。障がいがある証明となり、一貫した指導・相談を行うとともに、各種サービス等を受けやすくなる。地域によって「愛護手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われる。

【療養介護】

医療と常に介護を必要とする人を対象に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行う。

【レスパイト】

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、介護をしている家族等が一時的に介護から解放され、休息を取れるように障がい福祉サービス等を利用すること。